

(平成24年11月14日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認奈良地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	7 件
厚生年金関係	7 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を70万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年4月30日

年金事務所から、A社における平成15年4月の賞与について年金記録に反映されていない可能性がある旨の連絡があった。銀行口座の預金通帳に賞与が振り込まれていたことが確認できるので、調査して厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間に係る賞与が振り込まれた銀行口座の預金通帳、平成15年分給与所得の源泉徴収票、事業所が加入しているB健康保険組合から提出された申立期間に係る賞与の記録及び事業主への照会結果から、申立人は、平成15年4月30日に、A社から、賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、B健康保険組合における記録から、70万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主の意見表明において、平成19年に15年4月の賞与に係る保険料について、社会保険事務所（当時）に対し納付したいと申し出たにもかかわらず時効により納付できなかったとしていることから、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（B市）における資格取得日に係る記録を昭和38年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年6月1日から同年7月1日まで
昭和34年1月1日から41年9月1日までA社に継続して勤務していたことは間違いない。同社本社から同社B営業所に異動した際の厚生年金保険の記録が1か月無いので、調査して厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険被保険者記録、申立人と同時期に異動した同僚及び当時の総務経理責任者の証言から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和38年6月1日に同社（C市）から同社（B市）に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社（B市）の厚生年金保険被保険者名簿の昭和38年7月の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（B市）における資格取得日に係る記録を昭和38年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和12年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和38年6月1日から同年7月1日まで
昭和34年1月1日から41年9月1日までA社に継続して勤務していたことは間違いない。同社本社から同社B営業所に異動した際の厚生年金保険の記録が1か月無いので、調査して厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険被保険者記録、申立人と同時期に異動した同僚及び当時の総務経理責任者の証言から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和38年6月1日に同社（C市）から同社（B市）に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社（B市）の厚生年金保険被保険者名簿の昭和38年7月の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、平成15年12月26日及び17年12月27日の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における当該期間の標準賞与額に係る記録を15年12月26日は6万3,000円、17年12月27日は6万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月26日
② 平成17年12月27日

A社に勤務していた期間のうち平成15年12月及び17年12月に間違いなく賞与が支給されていたので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する賃金台帳により、申立人は、申立期間①及び②において、賞与が支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額から、平成15年12月26日は6万3,000円、17年12月27日は6万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に届出していないと回答していることから、社会保険事務所は、申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成17年12月27日の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における当該期間の標準賞与額に係る記録を8万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月27日

A社に勤務していた期間のうち平成17年12月に間違いなく賞与が支給されていたので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する賃金台帳により、申立人は、申立期間において、賞与が支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額から、8万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に届出していないと回答していることから、社会保険事務所は、申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成15年12月26日及び16年12月17日の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における当該期間の標準賞与額に係る記録を15年12月26日は9万円、16年12月17日は9万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和12年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年12月26日
② 平成16年12月17日

A社に勤務していた期間のうち平成15年12月及び16年12月に間違いなく賞与が支給されていたので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する賃金台帳により、申立人は、申立期間①及び②において、賞与が支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額から、平成15年12月26日は9万円、16年12月17日は9万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に届出していないと回答していることから、社会保険事務所は、申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成17年12月27日の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における当該期間の標準賞与額に係る記録を7万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月27日

A社に勤務していた期間のうち平成17年12月において間違いなく賞与が支給されていたので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する賃金台帳により、申立人は、申立期間において、賞与が支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額から、7万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に届出していないと回答していることから、社会保険事務所は、申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

奈良厚生年金 事案 1496

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月頃 から 38 年 3 月頃 まで

A社に勤務していた姉の紹介で同社に入社し1年間勤務した。入社後3か月間の試用期間が経過すれば正社員になると聞いていた。姉には厚生年金保険の被保険者記録があるのに自身には無い。調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間において、A社における厚生年金保険被保険者記録の確認できる同僚に照会したが、申立人が同社に勤務していたとする証言は得られなかった。

また、後継事業所であるB社は、申立期間当時の資料は残っていない上、事務担当者も不明であるとしているため、申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、A社の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間を含む昭和36年10月2日から38年7月1日までの期間に申立人の氏名を確認することができない上、健康保険整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 2 月から同年 4 月まで

平成 6 年 2 月から同年 4 月までの期間、A 社に勤務し、B 業務に従事していたが、A 社における厚生年金保険被保険者記録が無い。しかし、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる A 社の給与明細書を保管しているため、調査の上、厚生年金保険被保険者記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間における A 社の給与明細書を保管しており、給与から厚生年金保険料が控除されていると主張している。

しかしながら、申立人は平成 22 年 10 月に年金事務所に対して、7 年 6 月から 1 か月間、A 社に勤務していたとして期間照会申出書を提出している上、申立人が保管している同年 2 月以降の勤務等について記入したとする給料明細記録ノートに、申立人は、「H 7 年 6 月 26 日 (月) A 社入社 6 月 30 日退社」と記入していることから、申立内容と符合しない。

また、申立人が A 社のものであるとして提出している給与明細書は、横長の様式で社名などは確認できないところ、A 社の同僚から提出された平成 7 年 2 月の給与明細書は、縦長の様式で社名及び事業主の押印が確認できるなど、給与明細書の様式等が異なる。

さらに、給料明細記録ノートに「H 7 年度 2 月 1 日寄り出勤」及び「H 7. 5 月 8 日会社倒産」と記入され、それらの文言の間に申立人が A 社のものであるとして提出している給与明細書が貼付されていることから、当該期間における申立人の雇用保険被保険者記録を調査したところ、平成 7 年 2 月 1 日から同年 5 月 8 日までの期間、申立事業所とは関連の無い C 社の被保険者記録が確認でき、C 社の当時の取締役等に照会したところ、C 社は同年 5 月上旬に倒産したと回答しており、また、当該取締役に申立人が保管している給与

明細書の様式を伝えたところ、「当社の給与明細書は横に細長かったので当社のものだと思う。」との証言が得られた。

加えて、給与明細書の厚生年金保険料額は、申立期間後である平成6年11月から8年9月までの期間における厚生年金保険料率に基づき算定されていることから、給料明細記録ノートに貼付されている給与明細書及び記載内容は、申立人がC社に勤務していた期間のものであると推認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
A社における厚生年金保険被保険者記録は6か月であるが、保管しているA社の給与支払明細書により7か月の厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。A社における厚生年金保険被保険者資格取得日の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管するA社の給与支払明細書により、申立人が申立期間に勤務していたことがうかがえる。

また、オンライン記録によると、A社に係る申立人の厚生年金保険被保険者記録は、平成 13 年 10 月 1 日資格取得、14 年 4 月 12 日資格喪失、被保険者月数が6か月となっているが、申立人が保管するA社の給与支払明細書により、7か月の厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

しかし、A社は、保険料控除方法は当月控除であると回答している上、申立人が保管する給与支払明細書により、介護保険料率の改定月と同月に、介護保険料を含む健康保険料控除額が変更となっていることから当月控除であることが確認でき、平成 13 年 10 月 1 日から同年 10 月 31 日までの期間の給与から控除されている保険料は同年 10 月に係る保険料であり、申立期間に係るものではないことがうかがえる。

また、申立人がA社に入社した平成 13 年 9 月 1 日から同年 9 月 30 日までの期間の給与支払明細書に、厚生年金保険料が控除されていないこと及び交通費が支給されていないことが確認できるところ、A社は、「人事台帳等は保存年限経過により保管していないため詳細は不明であるものの、雇用形態がアルバイトの従業員に交通費を支給していないことから、申立人の当該期

間に係る給与支払明細書に交通費の記載が無いのであれば、申立人が入社した当初の1か月間の雇用形態は厚生年金保険に加入させないアルバイトであったと考えられる。」旨回答している。

さらに、申立期間の直前にA社に入社した同僚は、「私が入社したとき、試用期間の説明があった。当該期間の雇用形態はアルバイトであり、厚生年金保険、健康保険及び雇用保険に加入していなかったため、それらの保険料は給与から控除されていなかった。また、交通費も支給されていなかった。」と供述している。

加えて、申立人のA社における雇用保険被保険者資格取得日は、申立人がA社に入社した1か月後の平成13年10月1日であり、厚生年金保険被保険者資格取得日と同日であることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、厚生年金保険法第19条第1項により、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされていることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は平成14年4月12日であり、本来、同年4月は厚生年金保険の被保険者期間とならないが、申立人の給与から当該期間に係る厚生年金保険料が控除されていることが確認できることについて、A社は、「当社の保険料控除方法は当月控除であることから、申立人の退職月に係る給与から保険料を控除してはいけませんが、当社が誤って保険料を控除してしまった。」旨回答している。